

仕 様 書

1 業務名	鈴峰園保育園仮園舎借上げ業務		
2 業務場所	広島市佐伯区五日市中央四丁目 15-11 (用途地域) 近隣商業地域 (建蔽率 80%、容積率 300%) 第一種住居地域 (建蔽率 60%、容積率 200%) (防火地域) 準防火地域 (その他) 駐輪場附置義務対象区域、景観計画重点地区 (一般区域)、 都市機能誘導区域 (一般区域)、居住誘導区域		
3 業務概要	用途	保育室等	
	構造	軽量鉄骨造 平屋建て	
	規模	延べ床面積 407 m ² 程度	
その他詳細は、図示による。			
4 履行期間	契約締結の日から令和 8 年 12 月 31 日まで (設置期間) 契約締結の日から 令和 6 年 3 月まで (賃貸借期間) 令和 6 年 4 月から令和 8 年 10 月まで (撤去期間) 令和 8 年 11 月から令和 8 年 12 月まで		
5 付帯設備	電気設備・衛生設備・消防設備・上下水道設備その他、法令により設置を義務づけられている設備		
6 図面 仕様書	図面	A-01～A-08	8 枚
		M-01～M-05	5 枚
	仕様書	No. 1～No. 14	14 枚
			計 13 枚
			計 14 枚
7 仕様書	1 適正な施工の確保 (1) 関係法令を遵守し行うこと。 (2) 適切な資格、技術力を有する者を配置すること。 (3) 暴力団からのあらゆる不当な要求に対し断固としてこれを拒否すること。 又、被害者に対しては速やかに警察に通報し、捜査協力に努めること。 2 建物等設置に係わる各種申請手続き (計画通知・消防設備計画書等に必要な書類及び図面の作成。検査済証の交付まで。) はすべて、受注者が遅滞なく行うこと。 なお、計画通知作成のため必要な調査についても併せて行うこと。 3 法令上必要とされる設備その他の費用は、受注者の負担とする。 4 下請契約について (1) 業務的的確な施工を確保するため、下請契約をしようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」(平成 3 年 2 月 5 日建設省経構発第 2 号) の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請けにおける雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。 (2) 施工に際して、資材を購入し、又は、やむを得ず設置業務の一部 (主体部分を除く。) を第三者に請け負わせようとする場合は、極力、地元中小業者に発注するものとする。 5 災害防止対策等について (1) 施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」(建設事務次官通達平成 5 年 1 月 12 日付) 及び「建築工事安全施工技術指針」(建設省営監発第 13 号の 2 ロ平成 7 年 5 月 25 日付) を遵守して公衆災害防止に努めること。また、クレーン		

車による作業中は、保安要員を配置し、車輛の出入りの際には、誘導員を配置する等、安全を期すること。

- (2) 作業場の内外を問わず、本工事にともなう危険・騒音・火災・風水害対策等は、関係法規に従って常に遺漏のないよう養生、看板、案内板等の方策を講ずること。
- (3) 施工中の騒音、振動、塵埃、飛散物、道路損傷、通行障害その他近隣に対する公害が発生しないよう各種法令を遵守し関係官庁の指導を受けて、施工にあたること。
- (4) 作業時間については、近隣への配慮を行うこととし、苦情等が出た場合は速やかに対応すること。
- (5) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械を使用すること。
- (6) 騒音規制法・振動規制法により制限を受ける作業については市環境局環境保全課大気騒音係と打合せを行うこと。
- (7) 架線下（高圧線、電話線等）及びその付近でクレーン作業をする場合は、安全対策について関係会社と協議を行い、必要に応じ協議書を交わすこと。

6 施工中に発生する建設廃棄物等の処分について

- (1) 施工、解体により発生する建設廃材等の産業廃棄物並びに屑がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するよう処理すること。
- (2) 現場内で焼却しないこと。
- (3) 工事発生土の良質土については、原則として場内利用とする。その他は、構外搬出適切処分（自由処分）とする。但し、不法投棄のないよう責任を持って処理すること。

7 施工により、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号以下資源有効利用促進法という）に定める指定副産物（以下指定副産物）（建設発生土を除く）が発生する場合は、中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出するよう努めること。なお、産業廃棄物に該当する指定副産物の運搬、搬出等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。

8 ダンプトラック等による過積載の防止について

- (1) 最大積載重量を超えて土砂等を積み込まず、又は積み込みさせないこと。
- (2) さし柵装着車、「土砂を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」（以下「ダンプ規制法」という。）の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）に土砂等を積み込まず、又は積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車等を土砂等の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の搬入等にあたって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) ダンプ規制法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入車の使用を促進すること。
- (7) (1)～(6)のことについて、受注者は、下請業者を十分指導すること。

9 地球環境保全対策について

特定フロンを使用した現場発泡ウレタンフォームを使用しないこと。

また、工場製造の発砲樹脂板を使用する場合は、その製造過程で特定フロンを使用しないものに限る。

8 その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築士法に基づき、契約締結前に重要事項説明を行うこと。 2 積雪荷重は、適切な値を見込むこと。 3 電気、機械の付帯設備工事には、それぞれ所定の有資格者に施工させること。 4 掘削作業等において、地下埋設物等に干渉しないよう十分に留意すること。 5 工期には、原則として工事の施工を行わない日曜日、祝日、各種の審査日数及び検査に要する期間を見込んでいる。 6 工事着工に先立ち、建築確認済証の交付を確認すること。 7 発生材の引渡しは要しない。 <p>※ 当該仮園舎は、仮設許可申請を前提に調整しているが、再度、業務着手前には区の建築課に確認し、業務を行うこと。</p>
9 提出書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約後、速やかに計画通知書等に必要な書類を作成し、市担当者に提出すること。 (正副2部 (CAD データ含む)) 2 工事着手前までに、以下の書類及び図面等を作成し、市担当者及び保育園に提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> (共通) 計画通知書及び確認済証、着手届、工程表、仮設計画図等 (建築) 平面図、立面図、断面図、構造図等 (電気) 電灯・コンセント・動力・弱電平面図等 (機械) 空調・給排水平面図等 3 工事完成後は、速やかに以下の書類を提出し、市担当者の完了検査を受けること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 完了届 (2) 検査済証、検査結果通知書の写し (3) 計画通知書類一式 (4) 写真帳 (A4 版アルバム製本、サービス版) 設置前、平面図、竣工後全景写真、竣工後各室内部写真等 ※写真は工程、工種ごとに撮影し、平面図に撮影方向を矢印で図示し、写真番号と合わせること。 (5) 出荷証明等 (※証明できる写真または出荷証明) <ul style="list-style-type: none"> ・室内空気汚染対策状況写真及び分析報告書 ・その他品質管理において必要な出荷証明書または証明できる写真

10 特記仕様	<p>(建築工事)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特記ない限り、プレハブ本体はメーカー仕様とする。(責任施工とし、施工期間中の一切の責任を負うものとする。) 2 内装材(屋根裏を含む)は、すべてF☆☆☆☆材を使用すること。 3 強度上補足材等が必要な場合は、図示の有無に係らず取り付けること。 4 必要な箇所に庇を設けること。 5 建物の出入口の床レールは、埋込型にする等、極力フラットにして段差を設けないこと。 6 仕上表の仕様に加え、必要に応じて壁や床等に断熱対策を施し、特に壁やサッシについては、令和6年度以降の隣接の建築物の解体や新園舎整備のために防音仕様とする。 7 角部等、園児が衝突による怪我防止のために保護材を設けること。 8 消火器を設置する際は園児の手が届かない高さに設置し、固定すること。 9 天井点検口は、市担当者との協議の上、必要な箇所に設置すること。 10 仮園舎の配置計画(2案程度提案すること)、備品等(職員ロッカーや下足箱、傘立て等)の配置計画、外壁の仕様(3案程度提案すること)、鍵の位置や高さ・仕様、仮設計画図(施工者と園児や保護者等の動線を分ける)等は、市担当者及び保育園等との協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。 11 既存構造物等の撤去や仮園舎設置の際の事前調査を十分に行い、必要な費用(遊具やフェンス等の外構関係、樹木、その他撤去物、設備切替え、調査費用等)は全て、受注者の負担とする。 12 防火上主要な間仕切については、施行令第114条2項に準じた仕様とし、屋根裏まで区画すること。またその間仕切を貫通する配管、配線及びダクトは、適法な区画貫通処理を行うこと 13 保育室(1)(2)間は可動式間仕切とし、運営上多目的に使用できるようにすること。 14 園児用トイレの各大便器はトイレブースにより区画すること。 15 園児用トイレの浴槽廻りは、撥水性の高い不透過のカーテンで遮蔽すること。 16 調理室内の厨房機器等は、参考図の機器リストを参考にすべて乾式仕様の新品を基本とするが、仕様や必要台数等、市担当者及び保育園等との協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。また、衛生管理上、適正な配置にて設置し、広島市保健所への申請等に必要資料は、受注者が作成し、申請に協力すること。 17 以下の表の仕様や備品等については、以下の内容や参考図等を参考とするが、市担当者及び保育園等との協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。 <p>(外部仕上表)</p> <table border="1" data-bbox="403 1498 1441 2020"> <tr> <td>基礎</td> <td>鉄筋コンクリート造布基礎 (F-24(18+6) S-18)</td> </tr> <tr> <td>根廻り</td> <td>コンクリート打放し(床下換気口取付け(適切な箇所数)ステンレス網2mm目)</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>ガルバリウム鋼板折板二重葺き 厚0.6mm (GL鋼板+グラスウール10kg/m³ 厚100mm+GL鋼板) (裏面:発砲ポリエチレンフォーム 厚4mm 熱貫流率≤0.5)</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>窯養形サイディング 厚16mm(通気金具工法) 下地:サンドイッチパネル+木製胴縁</td> </tr> <tr> <td>樋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・軒樋、堅樋はメーカー仕様とする。(雨水配管及び雨水樋も含む) ・堅樋保護管VP90を設置すること。(GL+1800程度) ・原則10M以内及び分岐部分(角部も含む)には、雨水排水樋を設置し、既設の雨水側溝に繋ぐこと。なお、配管や軒樋の勾配には十分に配慮すること。 </td> </tr> </table>	基礎	鉄筋コンクリート造布基礎 (F-24(18+6) S-18)	根廻り	コンクリート打放し(床下換気口取付け(適切な箇所数)ステンレス網2mm目)	屋根	ガルバリウム鋼板折板二重葺き 厚0.6mm (GL鋼板+グラスウール10kg/m ³ 厚100mm+GL鋼板) (裏面:発砲ポリエチレンフォーム 厚4mm 熱貫流率≤0.5)	外壁	窯養形サイディング 厚16mm(通気金具工法) 下地:サンドイッチパネル+木製胴縁	樋	<ul style="list-style-type: none"> ・軒樋、堅樋はメーカー仕様とする。(雨水配管及び雨水樋も含む) ・堅樋保護管VP90を設置すること。(GL+1800程度) ・原則10M以内及び分岐部分(角部も含む)には、雨水排水樋を設置し、既設の雨水側溝に繋ぐこと。なお、配管や軒樋の勾配には十分に配慮すること。
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎 (F-24(18+6) S-18)										
根廻り	コンクリート打放し(床下換気口取付け(適切な箇所数)ステンレス網2mm目)										
屋根	ガルバリウム鋼板折板二重葺き 厚0.6mm (GL鋼板+グラスウール10kg/m ³ 厚100mm+GL鋼板) (裏面:発砲ポリエチレンフォーム 厚4mm 熱貫流率≤0.5)										
外壁	窯養形サイディング 厚16mm(通気金具工法) 下地:サンドイッチパネル+木製胴縁										
樋	<ul style="list-style-type: none"> ・軒樋、堅樋はメーカー仕様とする。(雨水配管及び雨水樋も含む) ・堅樋保護管VP90を設置すること。(GL+1800程度) ・原則10M以内及び分岐部分(角部も含む)には、雨水排水樋を設置し、既設の雨水側溝に繋ぐこと。なお、配管や軒樋の勾配には十分に配慮すること。 										

外部建具	<p>アルミサッシ 排煙窓</p> <p>ガラスは基本的に強化ガラスとし、透明又は型板ガラスとする。 尚、防音対策の一環として、ペアガラス又は2重サッシとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指詰め防止金物を両脇に取付けること。 ・外側または内側に飛散防止対策を施すこと。(強化ガラスの場合はフィルム等の飛散防止措置は不要とする。) ・網戸(アルミ製、18メッシュ)を各窓に1枚取付けること。 ・排煙窓の方式は、調理室はオペレータ式、保育室等の居室は手動式とし、フック棒は居室分用意すること。 ・園児が使用する居室の出入口には、園児の手が届かないところで施錠できるようにすること。
------	--

(内部仕上表 (トイレを含む))

床	<p>床パネル(床板:針葉樹合板 厚12mm 根太:40*30@300) デッキプレート 厚1.6mm 大引 C-75*45*15*2.3@900 束 鋼製束@900*1800 または束+束石@900*900 ただし、調理室は、 土間コンクリート金鋺押さえ 厚100mm ワイヤーメッシュ 6Φ150*150 防湿ポリエチレンシート 厚0.15mm 砕石 厚100mm ・手洗い器前等は園児が滑りにくい仕様(ノンスリップシート等)とすること。</p>
壁	断熱材:グラスウール 厚50mm (24Kg/m ³)
天井	断熱材:グラスウール 厚100mm (24Kg/m ³)
内部建具	<p>アルミ製建具及び木製建具 ・その他の仕様は外部建具に準ずること。</p>

(下屋仕上表)

屋根	波板鉄板葺き 軒出450mm
柱	木(脚部は、金物固定すること。)または自社仕様 角は面取りすること
樋	外部仕上げと同等または既製品

(備品等の一覧表)

部屋名	備品・設備	大きさ(W*D*H) mm 数量等	備考
共通	カーテンレール (シングル)	全ての引き違い窓及び 出入口	アルミ製
	カーテン (シングル)	全ての引き違い窓及び 出入口	遮光防炎仕様
	消火器		消防法設置基準に準じ

			て設置すること(歩行距離 20m 以内に 1ヶ所とし、園児の届かない位置に強固に固定すること)	
大人用 トイレ	職員用及び 調理員用 洋式便器	手洗い器 鏡 1 枚(300*450)	上部棚 洗浄便座	
事務室	掛時計	1 個	電池式壁掛け型 (30cm)	
	カーテン	外部サッシに併せる。	防災仕様	
	手洗い器	1 水栓 (自動) 鏡 1 枚(300*450) ペーパータオルホルダー 1 箇所		
	電話機	1 基	内外線通話を可能とする	
	空調設備	必要台数		
	※現園舎から移設予定 ・冷蔵庫 1 台			
更衣室 休憩室	掛時計	1 個	電池式壁掛け型 (30cm)	
	カーテン	外部サッシに併せる。	防災仕様	
	流し台	600*550*890 程度 鏡 1 枚(300*450)	電気温水器の設置	
	電話機	1 基	内外線通話を可能とする	
	空調設備	必要台数		
	※現園舎から移設予定 ・冷蔵庫 1 台			
保育室 ※ 1 部屋 ごと	掛時計	1 個	電池式壁掛け型 (30cm)	
	カーテン	外部サッシに併せる。	防災仕様	
	手洗い器	3 水栓 (平付、小型、 レバー水栓) 鏡 3 枚(300*450) ペーパータオルホルダー 2 箇所		
	電話機	1 基	内外線通話を可能とする	
	空調設備	必要台数		
	壁掛け扇風機	2 台	羽根径 40cm 以上	
園児用 トイレ	幼児用大便器 (タンク式)	3 基 (幼児用トラップ 付)	ブース背の高さは H1200 程度とする	

		大人用洋式大便器	1 基	
		掃除用具入れ	1 台	固定して、鍵付とする
		造り付け棚	1800*300 程度	一部に、300*300*300 程度の扉付箱を設け、扉が開かない仕様とする
		手洗い器	2 水栓 (平付、小型、レバー水栓) 鏡 2 枚 (300*450) ペーパータオルホルダー 2 箇所	
		幼児用小便器 (フラッシュバルブ)	4 基 (幼児用ストール型)	
		汚物流し	1 台 (ハイタンク 自在水栓付)	取付位置を 200 程度嵩上げし、蓋付、電気温水器付とする
		シャワー付き浴槽		
		洗濯機・乾燥機	2 箇所 (防水パン付き)	
	調理室	掛時計	1 個	電池式壁掛け型 (30cm)
		手洗い器	1 水栓 (自動) 鏡 1 枚 (300*450) ペーパータオルホルダー 1 箇所	
		電話機	1 基	内外線通話を可能とする
		ガスコンロ	3 口	
		空調設備	必要台数	
		厨房機器	参考図の厨房機器リスト及び配置図を参照	
	※その他仕様書に記載のない備品等は参考図による			

(電気設備)

一般事項

- 1 施工は、図面及び仕様書によるほか、電気設備に関する技術基準内線規程、建築基準法及び消防法等に準拠すること。
- 2 電気引込は外部電力柱からの単独引込とし、低圧引込を基本とする。万が一、高圧受電となった場合は、高圧受変電設備等の配置計画を市担当者と協議し、適切で安全に設置すること。また電力会社と協議し、引込工事を適切に行い本施設へ必要とする電力量を供給するが、それら電力会社との協議により発生した申請費を含む経費は、受注者の負担とする。
- 3 消防設備は、区の消防署と協議を行った上で決定し、申請及び手続に係る費用は受注

者の負担とする。尚、事前相談において必要な消防設備は、自動火災報知機設備、誘導灯（3か所以上）、消火器の設置を必要とする。また、賃貸借期間における法定点検も本業務に含まれるものとする。

特記事項

- 1 幹線の電気方式は原則として下記による。
 - (1) 電灯・コンセント 単相3線式 100/200V
 - (2) 動力 3相3線式 200V
- 2 配線は、原則としてケーブルで施工する。（天井内ころがし、露出部分は露出配管（VE、PF管）とする）
- 3 分電盤は、市担当者との協議の上、必要な設備を設置すること。
- 4 室内に設置する機器・配線は、原則として下記による（下屋含む）。
- 5 電気の接続については、現地を十分に調査の上接続すること。
- 6 既存園舎の設備（非常通報装置等）は、市担当者及び保育園等との協議の上、必要な設備の移設を検討すること。
- 7 正門となる入口にカメラ付きインターホンを設置し、事務室に親機を設置し確認・応対（通話）できるようにすること。また、携帯できる子機も設け、別室でも来訪者を視認及び会話を可能とできる機器を選定し、設置すること。
- 8 監視カメラを市担当者との協議し、適切な場所に設置すること。監視モニターは事務室に設置すること。監視箇所数は1ヶ所とする。尚、録画機能も必要とする。
- 9 以下の設備（コンセントや照明、スイッチ等）の設置箇所（内部及び外部の屋外駐車場等）や高さ、仕様（照度センサーやタイマー付き等）については、以下の内容を参考とするが、市担当者及び保育園等との協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。

※機器

- (1) 照明器具
LED照明とし、保育室は400lx、職員室及び調理室は500lx、外灯は照度センサー及びタイマー付きとし、その他必要照度を確保すること。
- (2) コンセント（100V*2）
保育室は3か所以上、廊下は4か所以上、事務室・休憩室は床コンセントを含め6か所以上その他必要箇所に設置すること。（シャッターコンセント）
- (3) スイッチ
動線に配慮し、必要箇所に設置すること。
- (4) 誘導灯
中廊下の出入口、昇降出入口の廊下側及び外部出入口に各1か所の計3か所に設置すること。
- (5) 放送設備
職員室にアンプ及び卓上マイク、各保育室、職員室及び廊下にアッテネーター付きスピーカ（天井露出型）、調理室にアッテネーター付き壁取付型スピーカ、園児用トイレにアッテネーター無しの壁取付型スピーカ、屋外にトランペット1ヶ所、その他必要な箇所に設置すること。
- (6) 自動火災報知設備
仮園舎内のみを警戒区域として見込んでいる。

※配線

- (1) 電灯・コンセントは VV-F ケーブル
 電灯回路 1.6-2C 及び 1.6-3C
 コンセント回路 2.0-2C 及び 2.0-3C
- (2) LAN 回線
 必要な居室は職員室とし、職員室は床ローテーションターミナルより配線をとること。LAN ケーブルは Cat. 6e にて配線すること。
- (3) テレビ配線
 職員室と保育室 1 部屋に必要とする。
- (4) 電話設備
 職員室、各保育室、調理室より内外線通話ができるように配線し、主装置及び電話交換機を職員室に配置するため、電話交換機への接続するために、配線は余長を取ること。
 内外線専用電話機及び既施設との通話の接続は、必要に応じて検討すること。

(機械設備)

一般事項

- 1 施工は、図面及び仕様書によるほか、広島市水道局「給水装置の設計施工事務取扱要綱」、広島市下水道局管理部管理課「排水設備の手引き」、広島市都市計画局監修の機械設備工事機材等標準図その他、関係法令に準拠すること。
- 2 給排水管類は全て新品とする。
- 3 給水は、単独で公共水道管より引き込むこと（既設引込管からの分岐は原則不可とする。）。その際、広島市水道局と協議した上で指導に基づく工事を行い、申請業務及び申請手数料、施設整備納付金（給水負担金）等は受注者の負担とする。
- 4 排水は、敷地内既存最終枿へ接続すること。その際、佐伯区役所地域整備課と協議した上で、指導に基づく工事を行い、申請業務及び申請手数料等は受注者の負担とする。

特記事項

- 1 配管の材質は、下記による。
 - (1) 給水管 給水用塩化ビニール管 (HIVP)
 - (2) 排水管 塩化ビニール管 (VP)
- 2 露出給水湯管は適切に保温を行うこと。
- 3 給排水引き込みは、市担当者の承認を得て、給水管から分岐し、土中で接続すること。
- 4 給水管の地中埋設深さは、図示なき限り土被り 300mm 以上とすること。
- 5 室内機取り付けで、建築強度上支障が有る場合は、天井補強等を行うこと。
- 6 冷媒配管はすべて樹脂化粧ケース内配管とする。ドレン配管室内部は保温チューブ巻きとする。ドレン配管は雨水枿側溝等に逆流しないように接続すること。
- 7 園児が室外機に直接手を触れることがないように、対策を講じること。
- 8 給排水の接続は、現地を十分に調査の上接続すること。また、仮設園舎の建設予定地の地中には、既存園舎の污水管(150φ)が配管されている。污水管については、仮設園舎と干渉しない様、中継ポンプ槽(1000L以上)を設け、迂回経路を計画し事前に施工すること。尚、迂回経路に仮設園舎の排水を接続してはならない。なお、解体撤去時には、復旧工事を見込むこと。
- 9 調理室内、回転窯廻りは、床高より 150 mm 程度下げ、回転釜内の排水が調理室に広がらないように設計し、段差対策として、作業する手前床にはノンスリップ仕様のグレーチング等を設けること。また、回転窯の排水には固形物等も含まれるため、排水ストレーナーもしくは排水枿にステンレス製のカゴを取付、固形物を放流しない様工夫し、雑

	<p>排水においては、必ずグリーストラップを設け通過させること。</p> <p>10 プロパンガスは、市と契約している業者と適切に協議を行い、運営上支障の無いように施工すること。また設置場所は、危険を最小限とできる配置とし、市担当者及び保育園等と協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。</p> <p>11 仮園舎付近の屋外に園児用の手洗い器（3水栓）とシャワー（3基）を設置するとともに、シャワーについては夏の水遊び用に温水設備を設置すること。</p> <p>12 以下の設備（空調設備等）の設置箇所や仕様については、以下の内容を参考とするが、市担当者及び保育園等と協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得ること。</p> <p>※機器</p> <p>(1) 空調設備 各保育室及び職員室、休憩室、調理室、調理員前室にはそれら居室面積及び用途に適応した冷暖房空調設備を設置すること。但し、床置き型は設置不可とする。</p> <p>(2) 換気扇（24時間換気タイプ） 建築基準法に準拠する性能を有する換気扇（24時間換気）を各居室及び調理室、トイレなど必要に応じ換気扇を設置すること。 また調理室内のガステーブル、回転釜、食器洗浄機等の必要な箇所の上部には、フードを設けること。</p> <p>(3) 給湯設備 調理室及び園児用トイレ内の園児用ユニットバス、その他必要な箇所に施工した上で、適切に配管すること。</p> <p>(4) 給湯器 園児用ユニットバスは16号、調理室は32号の各1台を見込んでいるが、必要な能力を検討した上で、その他必要な箇所も含めて設置すること。</p> <p>(5) 壁掛け扇風機 保育室1部屋ごとに2か所見込んでいるが、その他必要な箇所に設置すること。</p>
11 特記仕様 使用材料 の選定	<p>1 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>2 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>3 接着剤はフタン酸ジ-n-ブチル及びフタン酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>4 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>5 1、3及び4の建築材料等を使用して作られた家具、書架、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>6 ホルムアルデヒドの放散量は、建築基準法に定める「規制対象外」又は「第三種」とし、適用は特記による。</p> <p>7 本工事においては、アスベスト含有建材（アスベストを原材料として使用している建材）を使用しないこと。</p>
12 特記仕様 室内空気 汚染対策	<p>1 接着剤及び塗料は、使用方法及び塗布量を十分に管理し適切な乾燥時間を取り、施工時、施工後の換気等を十分にを行い、室内に発生した科学物質等を室外に放出させる。</p> <p>2 保育室の室内濃度を別表により測定し、市担当者に報告書を提出すること。</p>
13 その他の	<p>1 仮園舎の配置は、極力敷地境界際に寄せて、園庭を整形な形で広くとれるようにして、</p>

特記仕様

- 園児が園庭で遊べるように配置や仕様を検討すること。
- 2 建築基準法に基づく延焼の恐れのある部分は、同法に適合する建具等を設置すること。
 - 3 契約後における材料、仕様等の変更は原則認めないが、市担当者との協議により承諾を得た場合は変更を可能とする。
 - 4 保育園の行事（発表会、参観日等）の際は、騒音の発生する作業を行わないこと。
 - 5 工事車両の入退場は、園児の動線や周辺住民の通行などに細心の注意を払うこと。
また、登園及び降園の集中する時間帯（午前7時～9時頃、午後4時～6時頃）に車両の入退場は避けることとし、交通誘導員により工事現場内へ安全に車両を誘導すること。
 - 6 工事期間中は、園児、職員及び施設利用者等に支障が生じないように、工事現場は仮囲いで区画し、災害防止に努めること。また、出入口ゲートには鍵を取付けること。
 - 7 雨天及び雨天直後に園庭に車両を入れないように努めること。やむを得ず入れる場合は、養生等を行うこと。また、工事車両等によるタイヤ跡等は速やかに補修して、場内整地及び清掃に努め、周辺道路への駐停車をしないこと。
 - 8 施工に際して事前に、市担当者及び保育園等との協議の上速やかに工程表及び仮設計画を作成し、工事の着手日も含めて、市担当者の承認を得ること。また、園児等の安全を確保するとともに、園運営上支障とならないよう配慮し、令和6年3月までに仮園舎の設置を完了させること。
 - 9 仮設園舎設置予定場所の地中には、污水管以外に、既存園舎及び園庭の雨水排水管（ヒューム管 300φ）が埋設されている。受注者は配置計画において雨水排水管の有無を確認し、仮設園舎と干渉すると判断した場合は、排水経路の迂回を計画し施工しなければならない。この迂回工事に伴う費用は、受注者の負担とする。尚、迂回経路及びその時の管径など、区の所管部署との協議により決定しなければならない。
 - 10 樹木剪定や遊具、日よけ設備等、撤去または移設が必要な場合は、市担当者及び保育園等との協議し、復旧等が必要か確認した上で速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得て、専門業者に施工させること。（特に桜等の樹木は地元や保護者の思い入れが強いため、極力残置すること。）
 - 11 園庭を確保するため、工事エリアを最小限に抑えることとし、近隣の月極駐車場等を受注者の負担で契約すること。（5台程度）
 - 12 既存施設等の設備の切替え等が必要な場合は、適切な処置を行い、対応すること。
 - 13 外構工事関係は、①～⑧を検討し、市担当者及び保育園等との協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得て、施工すること。
 - ① ジャングルジム（ジャングルジムA：全長1.8m×幅1.8m×高さ2.4m同等品）
 - ② 砂場（ジョイント砂場枠：14個口型全長2.85m×幅2.25m×高さ0.3m同等品）
床付、基礎、砂場用砂も含むものとする。
 - ③ 遮光ネット設備（遮光ネット20m×12m程度、ポール、巻き上げ器含む）
 - ④ 給食物資用の駐車場1台分（舗装・車止め等含む）を仮園舎の出入り口付近に設けること。
 - ⑤ 駐車場や園舎裏側に園児が行かないように高さ1.5m以上のフェンスで囲い、台車等が通れるよう有効幅1.2mの出入口フェンスを設けること。
 - ⑥ 設置工事等で車両の轍や園庭の凹凸は転圧等を行い、整地すること。整地の際必要であれば購入土を用いて整地を行っても良いものとする。
 - ⑦ 保育園駐車場入り口に埋設されている防火水槽（縦4.5m×横7.5m×高さ2.1mを想定）は撤去するものとし、埋戻した位置は仮設園舎に係るため、埋戻しの際には改良剤等を混入し攪拌した土を使用し、実施設計時の地耐力が保持できているかを確認し、その報告書を市担当者に提出し、承認を得ること。
 - ⑧ 調理室から給食物資用駐車場間の敷地は、舗装工事を行うこと。（表層30mm路盤

100mm 程度)

- 14 前面道路側のフェンス等は、工事の搬出入のため撤去予定だが、今後の解体工事や新園舎整備の工事を配慮した上で、フェンスの新設等の範囲を検討し、市担当者及び保育園等と協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得て、施工すること。
- 15 単独で電力柱より電力の引込を行う場合、電力会社と協議し、任意で明確な敷地の分割が必要とされた場合は、仮設園舎の周辺をフェンスにて分割敷地を明確にすること。
なお、市に電力会社等との関係機関との協議記録等を提出後、市担当者及び保育園等と協議の上速やかに図面を作成し、市担当者の承認を得て、施工すること。それらに必要な費用は、受注者の負担とする。
- 16 既存図面は全て添付しており、その他必要な内容は受注者が現地調査等を行うこと。
- 17 現園舎のホールや絵本ルーム等の収納する場所を検討し、場合によっては倉庫を設置すること。
- 18 既存敷地内の倉庫等の適法性の整理を行い、必要なものは改修や新設等を検討すること。
- 19 本建物に関して法定点検及び保守業務（電気設備や空調設備のメンテナンス等（年 2 回フィルター清掃等））については、受注者が責任をもって行うこと。点検等の有無にかかわらず、月 1 回市担当者に報告書を提出すること。
- 20 仮園舎撤去後は、ビス等金属類も含めた廃材や小石（直径 10mm 以上）について、敷地内に残っていないことを確認すること。また、仮園舎撤去の施工前・施工中・施工後の状況がわかる写真を市担当者に提示し、地中に基礎や配管が残っていないことの検査を受けること。指摘があれば、保育園が安全に運営できるように是正すること。
- 21 受注者は設計業務における地盤調査を行い、市担当者に報告すること。またその地耐力に対応した設計を行うこと。参考図より入札時の地耐力は 30kN/m²を仮定値とする。
- 22 受注者は、鈴峰園園舎の改築・改修等工事に掛る設計業務受託者に対し、市担当者の指示による設計図書等の提出及び設計資料の提示など、協力体制をとること。
- 23 その他仕様のないものは、既存園舎同等のものとし、別途、市担当者と保育園等と協議の上、必要な設備等は施工すること。

室内空気汚染対策について（別 表）

1 測定する対象物質と厚生労働省が定める指針値

① ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下
② トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下
③ キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下
④ パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下
⑤ エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下
⑥ スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下

2 測定方法

① 一般施設

測定は、原則としてパッシブ型採取機器を用いて、次の要領で行う。

なお、測定方法は、市担当者の承諾を受けること。

(1) 30 分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30 分間換気する。

(2) 5 時間閉鎖

(1)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5 時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

(3) 測定

測定は次のアからウによる。

パッシブ型採取機器の設置場所は、部屋の中央付近で、床から 1.2～1.5m とする。

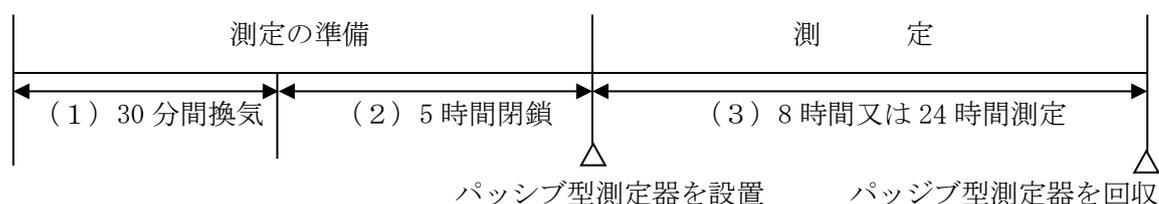
ただし、保育室は、机上の高さとする。

(ア) (2)の状態のままで測定する。

(イ) 測定時間は、原則として24 時間とする。ただし工程等の都合により、24 時間測定が行えない場合は、8 時間測定とする。

なお、8 時間測定の場合は、午後 2 時～3 時が測定時間帯の中央となるよう、10 時 30 分～18 時 30 分までの時間帯で測定する。

(ウ) 測定回数は1 回とし、複数回の測定は不要とする。



注：(1) (2) (3) において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(4) 分析

採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

② 保育園

(1) 測定方法

測定は、パッシブ方式による場合は①により行い、アクティブ方式による場合は次の要領で行う。
なお、測定方法等は市担当者の承諾を受けること。

(ア) 2(1)、(2)を適用する。

(イ) 測定位置は部屋の中央付近の少なくとも壁から1m以上離れた机上の高さで行う。

(ウ) 測定時間は、30分間（午後2時から3時頃）で2回以上とする。

(エ) 分析は、厚生労働省が室内空气中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、次の①、②によって行う。

① ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルホドラジン誘導体化固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う。

② 揮発性有機化合物は固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の3種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。

(オ) (ア) (イ) (ウ) (エ)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。
ただし、局所的な換気扇等で、常時稼働させないものは停止させたままとする。

3 測定結果の報告

① 工事名、工事場所、建物用途

② 構造・規模

③ 対象室の仕上表及び材料の等級並びに採取位置（平面図）

測定条件及び測定結果（測定開始日、測定終了日、天候、測定方法、測定機器、製造者、分析方法、測定対象室名、室面積、測定物質、測定値、バッジ等番号（パッシブ型の場合）、測定時の空調換気方法、設計機械換気量、省エネモードの有無、測定開始時の室内温度、湿度、内装工事終了からの日数、測定時間、状況写真）

4 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度2により測定を行う。